

山陽小野田市 事業ごみ処理ガイド



事業ごみとは

会社や個人事業所、事務所、商店、工場、病院、学校、福祉施設、保育園、各種団体、農家、宗教法人、アパートの管理行為など反復継続した事業活動によって出るごみです。営利を目的としているか否かは関係ありません。

事業ごみは、ごみステーションに排出することは出来ません。排出すると不法投棄となり、5年以下の懲役若しくは1千万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、又はその両方の罰則に処せられることがあります。

【問い合わせ先】

〒756-0817

山陽小野田市環境課 環境衛生センター

山陽小野田市大字小野田7525-2

TEL 83-3651 FAX 83-1840

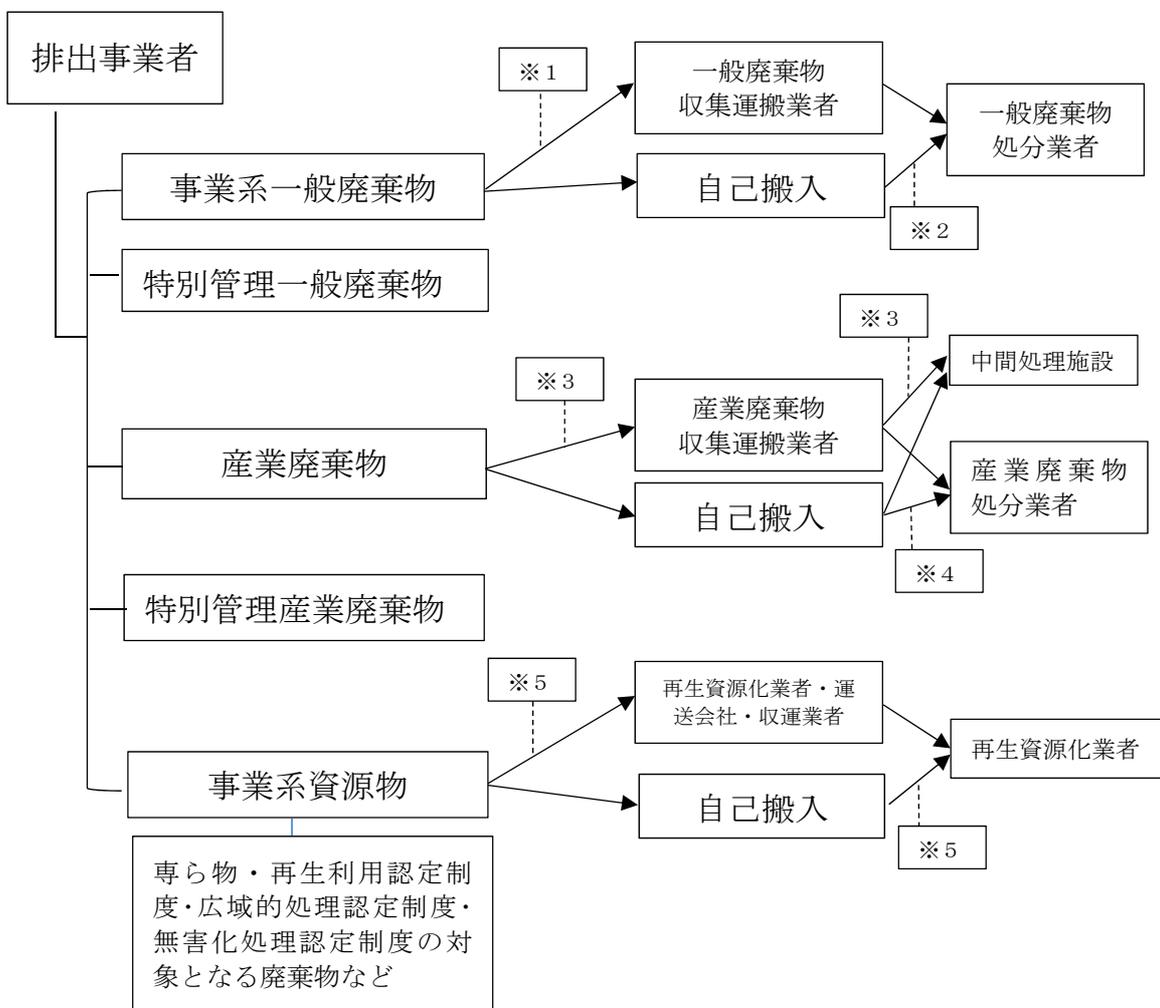
1. 事業者の責務

事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、減量に努め、自らの責任において適正に処理し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）

食品ロスの削減の推進に関する法律、及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律にも、食品廃棄物の抑制に関する努力義務及び協力義務が定められています。

資源の有効な利用の促進に関する法律には、事業者又は建設業の発注者は、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努力義務が定められています。

2. 廃棄物の種類と処理の流れ



※1 委託契約書と搬入管理票が必要

※2 搬入管理票のみ

※3・4 必要な手続きについては、山口県にお問合せください。

※5 委託契約書が必要。マニフェスト交付は任意。有償売却時は不要（任意に契約及び交付をしても問題はない）。

3. 事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って発生する廃棄物であって、産業廃棄物以外のものをいいます。

紙類	<p>●資源ごみ<焼却ごみと分別して搬入></p> <p>(1)雑紙類（コピー用紙、雑誌、紙箱、包装紙、書籍、パンフレット、紙袋、付箋、名刺、トイレットペーパーの芯、封筒、青焼き印刷紙、紙製ファイル、厚紙、のし袋、紙リサイクルマークのある容器包装、煙草の箱など）</p> <p>(2)新聞紙・広告</p> <p>(3)ダンボール</p> <p>●焼却ごみ（シュレッダーごみ、煙草の吸殻、ビニールコート紙、ワックス加工紙、感熱レシート、ファックス紙、写真、油紙、合成紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、金紙、銀紙、ふすま紙、粘着テープ）</p> <p>※機密文書やシュレッダーごみは、リサイクル出来る再資源化業者への処分委託をお勧めします。</p>
布類（天然繊維）	天然繊維（木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維、布製の衣類、布団、座布団、毛布、木綿布、絹、じゅうたん）、作業服（綿、絹等）、ロープ（天然繊維）
草	刈草、い草、竹、生花、天然畳
木	木※建設業を除く、家具（金具のないもの）、測量杭、間伐材、街路樹せん定木、せん定枝
動植物性残さ（生ごみ）	<p>スーパーやコンビニ等で商品として販売していた弁当、菓子類、肉、野菜、魚介類や動物の皮・肉・骨・内臓のあら、卵から、貝がら、漬物、麺くず、パンくず、酒かす、野菜くず、大豆かす、コーヒーかす、茶かす、賞味期限切れの製品くずなど、天然皮革、理髪店から出る毛髪、従業員の弁当がら、コーヒー粉、茶がら</p> <p>※食品関連事業者には、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。</p> <p>※ジュースは廃酸、プリンやヨーグルトは汚泥等産業廃棄物に該当する製品もあるので注意。</p>

動植物性 固形不要 物	食肉卸売業・小売業から排出される食肉の骨等の残さ
廃プラ スチック	動植物性残さが付着して容易に分離できないプラ製容器包装・ビニール袋・包装材・発泡トレイ。従業員が飲食に供した弁当がら
動物のふ ん尿・死体	畜産農業以外から排出されるふん尿・死体。例えば、動物病院、ペットショップ、ブリーダー等

※紙類や木については、業種によっては産業廃棄物になります。建設業であっても、従業員の休憩室から排出された雑誌は、建設業とは関係ないので一般廃棄物になります。

4. 事業系一般廃棄物を自己搬入する

搬入管理票(市のホームページからダウンロード)をあらかじめ記入して、搬入時に計量棟で提示してください。自己搬入の場合は、排出事業者欄も収集運搬業者欄も自社名を記入します。搬入する場合は、重量に応じて処理手数料がかかります。

搬入先	山陽小野田市環境衛生センター
住所	山陽小野田市大字小野田7525番地2 TEL 83-3651
受付時間	平日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。） 9時から12時まで、13時から16時まで ※12時及び16時は退出時間になります。
必要なもの	搬入管理票、処理手数料、社員証や名刺等

5. 事業系一般廃棄物を収集運搬業者に委託する。

一般廃棄物収集運搬許可業者（市のホームページに一覧表を掲載）から見積もりを徴する等して、委託契約を締結します。

環境衛生センターに搬入された廃棄物は、任意に展開検査を実施し、ごみの性状が適正であるか検査を行いますので、収集運搬業者へ引き渡すごみは、雑紙やダンボール、ビニールやPPバンドなどの廃プラスチック類、ペットボトルやびん・缶の混入がないようにしてください。

産業廃棄物を一般廃棄物と偽って処理の委託を行った場合は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその両方の罰則に処せられることがあります。

6. 専ら物等再資源化業者に処理を委託する。

専（もっぱ）ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、金属くず、あきびん、古繊維）の処分を業として行う者は収集運搬や処分業の許可やマニフェストの交付が不要とされています。売却料金と運送費を相殺した場合に、排出事業者に入らない場合は、廃棄物となりますので、その場合は委託契約書が必要です。

有償売却される場合は、有価物であれば廃棄物処理法は適用されません。有価物か廃棄物かの判断基準については、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思の5つの要素を総合的に判断することとされています。

専ら物等再資源化業者は、許可業者や登録制度がないため、<https://itp.ne.jp/>（タウンページ）で、資源や金属などで検索して問合せてください。

7. 専ら物以外の再資源化業者

（1） ペットボトル・廃プラスチック再資源化業者

委託契約書、業者が処分業の許可業者であること、マニフェストの交付が必要になります。

（2） 剪定枝・木再資源化業者

委託契約書（事業系一般廃棄物）、業者が処分業の許可業者であることが必要になります。

8. 産業廃棄物とは・・・山口県の「産業廃棄物のしおり」を参照してください 事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次のものをいいます。

	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴う	燃え殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
	汚泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
	廃油	潤滑油、洗浄用油などで不要になったもの、廃溶剤
	廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液
	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど

もの	ガラス・コンクリート陶磁器くず	ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず
	鉦さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい（スラグ）、キューポラのノロ、ボタなど
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
	13号廃棄物	産業廃棄物を処分した物であって上記のいずれにも該当しないもの（コンクリート固型化物など）
業種等が特定されるもの	紙くず	建築業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
	木くず	①建築業（紙くずに同じ。）、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの ②業種問わず、貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）
	繊維くず	建築業（紙くずに同じ。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から排出される天然繊維くず
	動植物性残さ	食料品製造業などから生ずる醸造かす、のりかす、魚のあらなど
	動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
	動物のふん	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体

産業廃棄物についての処理方法等については、山口県のホームページを参照してください。

9. 無許可のごみ回収業者に委託すると

自ら運搬を行う場合を除き、一般廃棄物は各市町村の一般廃棄物収集運搬許可業者に、産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬業者に、それぞれ収集運搬業

務を委託しなければなりません。違反すると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方の罰則があります。

10. 混合廃棄物の扱いについて

スーパーやコンビニなど小売業で、お弁当や売れ残りの惣菜や魚介・食肉を廃棄される場合、付着しているラップ等の汚れた廃プラスチックが混同しているごみは、本市では総じて「一般廃棄物」として受入れしていますが、食品残渣は再生利用認定制度の認定事業者処理委託するなど、再資源化に取り組んでください。

従業員が飲食に供した弁当からは、廃プラスチックを含むものも、事業系一般廃棄物として受入れます。ただし、空かん、空びん、ペットボトルは再資源化処理または産業廃棄物として処理してください。

11. 店舗兼住宅や個人商店から出るごみ

店舗部分から出るごみは事業系ごみになりますので、ごみ箱は分けてください。例え個人商店またはテレワークなどの個人事業主等から排出される僅かなごみであっても、事業ごみであることに変わりはなく、家庭ごみと混在して排出することはできません。

また、スナック等の入居しているビルの場合、オーナーが排出元になって排出することもできます。

12. 不法投棄・不法焼却について

自社敷地内であっても、無許可で廃棄物を埋めて処分することはできません。また、長期間にわたって廃棄物を放置してある場合、不法投棄とみなされることがあります。

廃棄物を焼却することは、原則禁止されています。地面で直に焼却することはもちろん、ドラム缶や簡易焼却炉のほか、法令の基準を満たしていない焼却設備を用いて廃棄物を焼却することはできません。

いずれも違反すると、5年以下の懲役若しくは1千万円（法人の場合は、3億円）以下の罰金、又はその両方の罰則があります。

13. 特別管理一般廃棄物とは

揮発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

PCB使用部品・廃水銀・感染性一般廃棄物等

(法第2条第3項、施行令第1条)